

一般社団法人 日本土地資源協会 定款

平成24年9月5日
平成26年12月9日

制定
改訂(第31条)

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本土地資源協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区砧六丁目27番19号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、空き家や耕作放棄地など「個人資産」として保有されているために放置されている国土を、「公的資源」として保全・活用する方法を模索・実行することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 保全・活性化の対象となる土地資源を認定及び取得する事業
- (2) 土地資源のより合理的な保全方法を考案・実施する事業
- (3) 土地資源のより効果的な活用方法を考案・実施する事業
- (4) 土地資源の活用状況について調査・研究・発信する事業
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の社員は、次の通りとする。

- (1) 普通会员 この法人の目的に賛同して入会する者
- (2) 提供会員 この法人の目的に賛同して土地資源を提供する者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助する個人又は団体
- (4) ネット会員 この法人の活動に関心を持ち、インターネットを通じて情報共有する者

(社員の資格の取得)

第6条 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

2 前項のうち、普通会员をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法という）上の社員とする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各普通会員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総普通会員の議決権の過半数を有する普通会員が出席し、出席普通会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各普通会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で

議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第19条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上、10名以内
- (2) 監事 1名以上、2名以内

(選任等)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第22条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第24条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第26条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第27条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第28条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第29条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第30条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第34条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 田名夢子
設立時代表理事 松村拓也
設立時監事 松村真也

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第35条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都世田谷区砧6丁目27番19号

設立時社員 田名夢子

神奈川県横浜市緑区霧が丘三丁目15番地1

設立時社員 松村拓也

神奈川県横浜市緑区霧が丘三丁目15番地1

設立時社員 松村真也

(法令の準拠)

第36条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本土地資源協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年9月5日

設立時社員 田名夢子 印

設立時社員 松村拓也 印

設立時社員 松村真也 印